

事業者へのヒアリングについて

平成29年10月4日

容量市場の在り方等に関する検討会事務局

- 容量市場は、供給力を提供する発電事業者等だけでなく、需要に応じた供給力の確保やそれに伴う負担が生じる小売電気事業者の皆様にとっても、将来の事業運営にあたり極めて影響の大きい制度であると考えられるため、当該事業者が現時点で想定している容量市場の在り方について認識を共有し、本検討会における今後の議論を深めていくこととしたい。
- 今回のヒアリングは、容量市場の導入が小売電気事業に対してどのような影響を与えるものと想定しているか、また、制度の目的に鑑み、どのような制度となることを望ましいとお考えか、当該事業者よりご意見をいただきたく、当機関よりお願いをしたもの。
- なお、ヒアリング実施にあたっては、主要な新電力各社のうち、これまでに国の審議会や当委員会の委員、あるいはオブザーバーとしての意見表明の機会が比較的少ない事業者を中心に個別に相談のうえ、選出している。
- ご意見を述べていただくに当たっては、各事業者の経営上の機微な情報に触れる可能性もあり得るため、資料の形式や取り扱い等に関しては、極力ご要望に応ずることとしている。

- 各事業者と事前の相談を行った際にいただいたご意見のうち、主なものは以下のとおり（具体的な説明は各社より紹介されることと思われる）。
 - 「相対契約におけるキャンセルアウト」がなされるかは、発電事業者と小売事業者の力関係に依存。新電力としては発電側の力が強いと認識しており、容量市場に伴う契約見直し協議にあたって国のガイドラインのようなものが必要。
 - 発電側と小売側に値差があるとキャンセルアウトしなくなる。エリアを跨ぐ場合だけでなく、同一のエリア内であっても、経過措置等の仕組みによっては発電・小売で受取額と支払額が異なる場合があり得るものと懸念。
 - 容量市場の導入後のkWh価格の推移について、透明性の観点から継続的な確認が必要。
 - 制度導入にあたり、初年度の収支影響が特に懸念されるため、激変緩和措置を要望。